

事務連絡
令和2年4月10日

各区市福祉事務所
西多摩福祉事務所
各支庁 } 生活保護担当課 御中

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長
東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課長

新型コロナウイルス感染症に関する事業者への要請に係る対応について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省社会・援護局保護課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室から事務連絡がありましたので送付いたします。

閉庁日の窓口体制については、「緊急事態宣言期間中の休日夜間の窓口対応について（依頼）」（令和2年4月8日東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）において特段のご配慮をお願いしているところです。

なお、「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYO チャレンジネット）」（0120-874-225 〒160-0021東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア3F）については令和2年4月11日（土曜日）に加え4月12日（日曜日）（10時から17時まで）についても、臨時で開所することを申し添えます。

（担当）

東京都福祉保健局生活福祉部
保護課保護担当
電話：03-5320-4064

東京都福祉保健局生活福祉部
地域福祉課生活援助担当
電話：03-5320-4072

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 9 日

東京都 民生主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症に関する事業者への要請に係る対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条に基づく 4 月 7 日の緊急事態宣言に関しては、同日、居住が不安定な方の一時的な居所の確保について、事務連絡について対応をお願いしているところです。

今般、東京都知事により、同法第 45 条第 2 項に基づく施設の利用の停止等の要請が行われた場合、インターネットカフェ等の休業により居所を失う方の対応が必要となる可能性があります。この要請が週末に施行される場合、こうした方への相談体制が適切に確保できるよう、特にこうした方の相談が多く見込まれる地域における生活困窮者自立支援相談の窓口、福祉事務所や住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYO チャレンジネット）といった都の事業の窓口の臨時的な開所や、その他の地域のこうした窓口の連絡体制の確保など、週末の相談体制の確保について、管下自治体と連携しながら対応いただくよう、お願いいたします。